

富山県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について（例規通達）

犯罪組織は、犯罪による収益を移転し、その起源を隠すことにより、これを事業活動や将来の犯罪活動に用いている。犯罪による収益が与える悪影響から健全な経済活動を守り、組織的な犯罪の根源を根絶するためには、犯罪組織の取締りを一層推進するとともに、犯罪による収益の移転を防止し、これをはく奪することが必要である。

また、テロは、ひとたび発生すれば、膨大な被害をもたらすことから、テロ対策の要諦はその未然防止にある。そのためには、テロ組織及びテロリストへの資金の供給を遮断することが必要であり、テロ組織及びテロリストに関する情報収集活動を一層推進するとともに、国内外のネットワークを通じた資金の流れを監視し、テロ資金の供与を防止することが強く求められている。

こうした情勢を踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）が平成 19 年 3 月 31 日に公布され、今後、県警察が一体的に効果的な犯罪収益対策を推進するため、別添のとおり「富山県警察犯罪収益対策推進要綱」を制定し、平成 20 年 6 月 6 日から施行することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

富山県警察犯罪収益対策推進要綱

第1 要綱の目的

この要綱は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることにかんがみ、県警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより、「富山県警察組織犯罪対策要綱」に基づく取組みと相まって、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 犯罪収益対策の基本姿勢

犯罪収益対策の推進に当たっての基本姿勢は、次のとおりとする。

- 1 犯罪による収益の移転防止に関する県民の理解の促進
- 2 犯罪による収益に関する情報の分析及び活用
- 3 犯罪収益関連犯罪（法第11条第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）の取締り及び犯罪による収益のはく奪の推進

第3 犯罪収益対策の推進

1 推進体制の整備

富山県警察組織犯罪対策要綱に定める組織犯罪情報センターの体制に準じて犯罪収益解明班を編成する。

2 県民の理解の促進

関係機関と連携し、法の内容、犯罪組織等の実態及び犯罪による収益が与える健全な経済活動への悪影響に関する知識を普及するなどして犯罪収益対策の重要性に関する県民の理解を深めるための広報啓発活動を行う。

3 犯罪による収益に関する情報の収集

すべての部門が緊密に連携し、次の情報を収集する。

- (1) 犯罪による収益の移転の実態に関する情報
- (2) 犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報

4 犯罪収益対策の観点からの取締りの推進

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。） 、 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為

を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）等各種法令を適用し、犯罪組織等の資金源を遮断するため、疑わしい取引に関する情報を活用した犯罪捜査を推進し、積極的に事件化する。なお、犯罪収益関連犯罪の巧妙化を踏まえ、当該犯罪の事件化に当たっては、不断に創意工夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化、関係機関との幅広い連携に努める。

5 犯罪による収益のはく奪の推進

(1) 没収保全請求等の的確な実施

犯罪収益関連犯罪の捜査に当たっては、単に被疑者の逮捕だけでなく、犯罪による収益の発見にも努め、これを発見した際には、速やかに、起訴前の没収保全請求を実施するなど、犯罪による収益の移転を防止するための措置を的確に実施する。

(2) 検察庁との連携

犯罪による収益の没収又は追徴が的確に図られるよう犯罪による収益のはく奪について検察庁との緊密な連携を強化する。

(3) その他の手法の活用

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく措置だけでなく、搜索・差押え、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会をとらえて犯罪による収益のはく奪に資する措置を講ずるよう努める。

第4 疑わしい取引に関する情報の的確な取扱い

1 保秘の徹底

疑わしい取引に関する情報を活用した取締りを行うに当たっては、被疑者その他の関係者に、当該情報を活用したことが明らかにならないように保秘を徹底する。

2 漏えい等の防止の徹底

疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、「富山県警察情報セキュリティに関する訓令」（平成18年3月27日付け警察本部訓令第8号）及び「富山県警察情報システムに関するセキュリティ対策基準の制定について」（平成19年12月25日付け富情第2549号）等に基づき、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講ずる。

第5 表彰

表彰を行うに当たっては、事件検挙に関する功労だけでなく、犯罪による収益のはく奪に関する功労及び犯罪収益対策のための各種施策の推進に関する功労についても、積極的に考慮する。